

「愛知ブランド企業選定委員会」設置要領

(設置)

第1条 県内の優れた製造業企業を国内外に広く「愛知ブランド企業」として発信するとともに、愛知ブランド企業の認定基準及び評価並びに愛知ブランド表彰事業を公平かつ適正に実施するため、愛知ブランド企業選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 愛知ブランド企業の認定評価基準に関すること
- (2) 新規認定企業及び継続認定企業の評価に関すること
- (3) 愛知ブランド表彰事業の審査基準、応募書類の審査及び受賞者の選定に関すること
- (4) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(構成)

第3条 委員会は、別紙の委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の辞任等に伴い、欠員を補充するために新たに選任する委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任については、これを妨げない。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置くものとし、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。なお、書面議決による場合は、委員の過半数が議決に参加しなければ会は成立しない。
- 3 委員会は、必要に応じ関係する者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。
- 4 委員会は非公開とする。

(委員の責務)

第6条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退

いた後も同様とする。

- 2 委員は、任期中に申請者等に対し、当該評価及び審査に直接関係する指導及び助言を行ってはならない。

(事務局)

第7条 審査委員会の庶務を処理するため、事務局を愛知県経済産業局産業部産業振興課に設置する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

○愛知ブランド企業選定委員会 委員

| 区分 | 団体名・役職 | 氏名 |
|-----------|---------------------------------------|-------|
| 学識経験 | 大同大学 情報学部 教授 | 上岡 和弘 |
| | 名古屋大学 未来社会創造機構 オープンイノベーション推進室 特任教授 | 寺野 真明 |
| 経営コンサルタント | PWCコンサルティング合同会社 ディレクター | 藤田 裕二 |
| スタートアップ | フォースタートアップス株式会社 オープンイノベーション戦略担当 | 小田 健博 |
| マスコミ | 日刊工業新聞社 執行役員 名古屋支社長 | 大崎 弘江 |
| 行政 | 愛知県 経済産業局 技監 | 福田 嘉和 |